

光市建設工事等指名競争入札に関する要綱

平成17年1月13日

光市告示第4号

(目的)

第1条 この告示は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）及び光市財務規則（平成16年光市規則第47号）に定めるもののほか、光市が発注する建設工事等の指名競争入札（以下「入札」という。）に関し必要な事項を定め、もって入札の適正かつ円滑な執行を期することを目的とする。

(入札参加の申請等)

第2条 入札に参加しようとする者は、政令第167条の11第2項の規定により、光市が発注する建設工事等入札参加者の資格（平成29年光市告示第146号）に定める競争入札参加資格審査申請書を提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理した場合において、審査し、資格があると認めるときは、当該年度の入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録するものとする。

3 前項の規定により資格があると認められた場合における当該資格の有効期間は、当該資格の認定されたときから次の資格認定のときまでとする。

(登録の取消し)

第3条 市長は、前条の規定により資格者名簿に登録された後において、競争入札参加資格審査申請書に虚偽の記載があると認めるときは、その認定を取り消すものとする。

(等級別格付)

第4条 市長は、第2条第2項の規定により資格者名簿に登録された者について工事種別ごとに別に定める基準により格付するものとする。

(指名基準)

第5条 市長は、入札に参加する者を指名するときは、別表に定める基準によ

り光市建設工事等指名審議会の審議を経て指名するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、特に市長が必要と認めるときは、直近下位の等級に属する者を指名することができるものとする。

(入札の回数)

第6条 予定価格を入札前に公表する場合の入札執行は、1回とする。

- 2 予定価格を入札前に公表しない入札執行は、3回までとする。
- 3 入札執行の結果落札者がなかった場合は、再度公告入札に付するものとする。

(随意契約への移行)

第7条 前条第3項の規定にかかわらず、最低入札価格が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、最低価格の入札者と政令第167条の2第1項第6号の規定により、随意契約を締結することができる。

- (1) 再度公告入札を行ってもなお落札者を得ることが困難と認められるとき。
- (2) 前条第2項において、最低入札価格と予定価格の差が6パーセントの範囲内であるとき。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。
(光市が発注する光区域に係る建設工事等指名競争入札に関する要綱及び光市が発注する大和区域に係る建設工事等指名競争入札参加資格審査要綱の廃止)
- 2 光市が発注する光区域に係る建設工事等指名競争入札に関する要綱(平成16年光市告示第12号)及び光市が発注する大和区域に係る建設工事等指名競争入札参加資格審査要綱(平成16年光市告示第13号)は、廃止する。

附 則

この告示は、平成29年12月1日から施行する。

別表（第5条関係）

土木一式工事

等級	請負対象設計額
A	制限なし
B	60,000,000円以下
C	20,000,000円以下
D	5,000,000円以下

建築一式工事

等級	請負対象設計額
A	制限なし
B	60,000,000円以下
C	20,000,000円以下
D	5,000,000円以下

その他工事

等級	請負対象設計額
A	制限なし
B	60,000,000円以下
C	5,000,000円以下